

○後志広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における 指定事業者の指定等に関する要綱

〔平成28年8月1日〕
要綱第2号

改正 令和5年3月31日要綱第3号

改正 令和6年2月27日要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、指定申請書（別紙様式第三号（四））により行うものとする。

2 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の有効期間)

第4条 省令第140条の63の7の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

(指定の更新の届出)

第5条 法第115条の45の6の規定による申請は、指定更新申請書（別紙様式第三号（五））により行うものとする。

(変更の届出等)

第6条 指定の申請事項の変更に係るものにあつては変更届出書（別紙様式第三号（一））により行うものとする。

2 当該事業を再開する場合には、別紙様式第三号（二）による再開届出書により行うものとし、事業を廃止・休止する場合には、別紙様式第三号（三）による廃止・休止届出書によりそれぞれ行うものとする。

(事業所情報の提供)

第7条 後志広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、第3条の規定による指定の申請又は前条の規定による届出の受理をしたときは、北海道、北海道国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げ

る事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) その他広域連合長が必要と認める事項
(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（令和5年要綱第3号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年要綱第2号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

※様式は未掲載